

越前市都市計画審議会

議案書

日時 : 平成30年5月15日(火) 午前11時～
会場 : 水循環センター 事務室

目 次

第 1 号議案 丹南都市計画特定用途制限地域の都市計画決定について

丹南都市計画特定用途制限地域の決定（越前市決定）（案）

丹南都市計画特定用途制限地域を次のように決定する。

種 類	面 積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
丹南都市計画区域 特定用途制限地域 （北陸新幹線南越駅 （仮称）周辺地区）	約48ha	1 建築基準法別表第二（い）項第1号および第2号の建築物以外の建築物 ※ただし、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。）第20条第1項第1号および第2号の建築物は除く。	

「位置および区域は計画図表示のとおり」

（理 由）

別添理由書のとおりとする。

理 由 書

平成35年春に開業予定の北陸新幹線南越駅(仮称)周辺地区は、用途地域は無指定で、農業振興地域における農用地区域の指定を受け、これにより土地利用が規制されている。

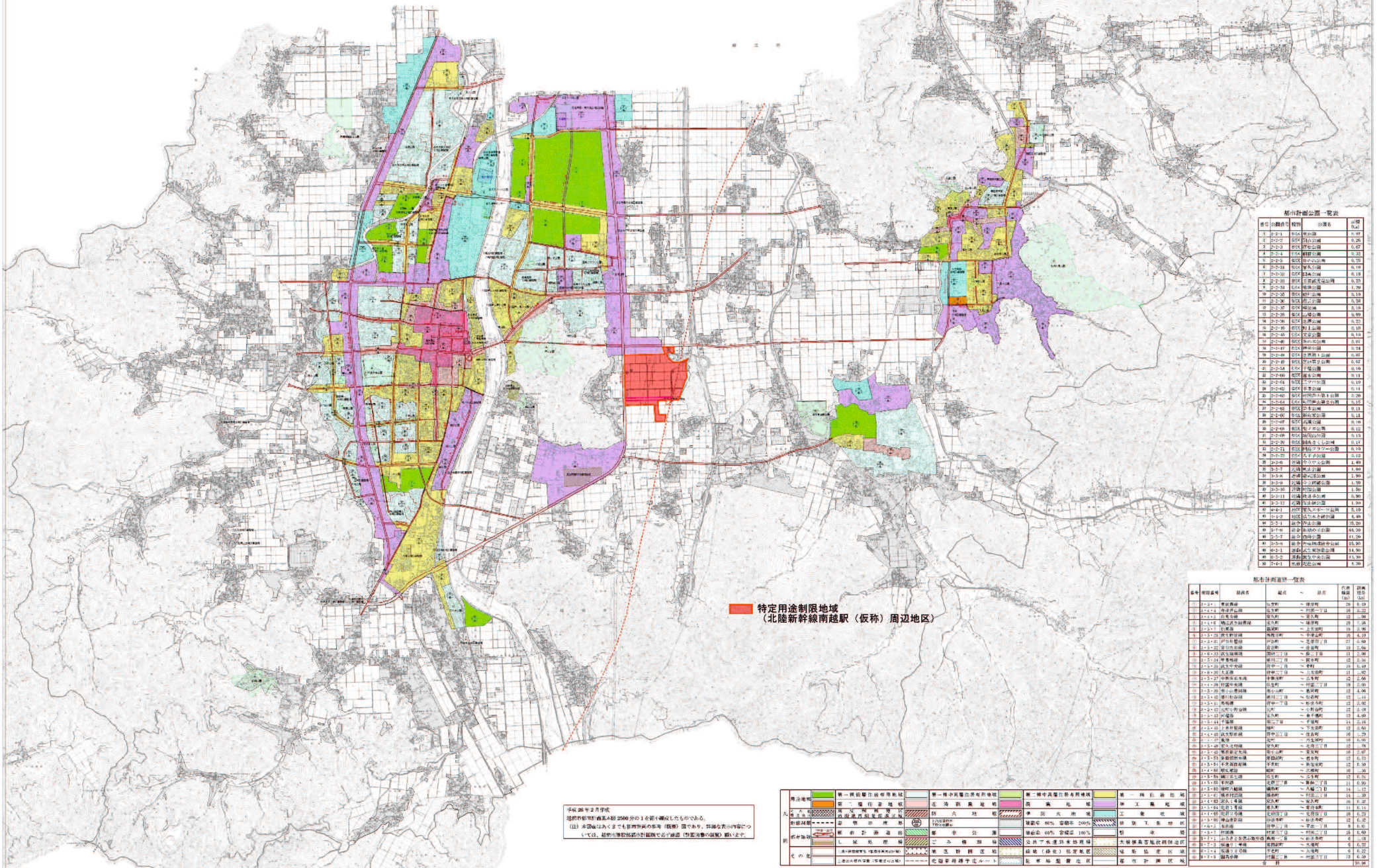
しかし、金沢一敦賀間の北陸新幹線延伸開業を平成35年春とする中で、平成27年12月には「北陸新幹線南越駅周辺整備計画」の策定のもと、アクセス道路、駅前広場、パーク&ライド駐車場、道の駅としての駅周辺施設の整備が事業化しているため、今後、道路沿線部等において、農地から宅地への転用に対する規制が困難な状況になることが課題となっている。

本地域は、北陸自動車道武生ICや国道8号が近接する広域交通の結節点という地理的特性を有しており、平成29年3月に改定した市都市計画マスタープランにおいては、丹南地域における交通の拠点として、更に県域を越えた活発な交流の起点としての活用を図る区域として、新広域交流創出ゾーン(約100ha)に位置づけているとともに、その中でも国道8号と県道武生インター線、そして国道8号から南越駅(仮称)への東西アクセス道路、県道武生インター線から南越駅(仮称)への南北アクセス道路に囲まれるエリアは、広域高次都市機能誘導地区として、丹南地域のみならず、県域を越える多様な利用者を対象とする広域交流及び連携拠点としてふさわしい広域高次都市機能の誘導を先行的に図るエリアとし、福井県発展の戦略的拠点として、民間活力を導入し広域高次都市機能を整備するための新たな都市計画手法を検討することとしている。

なお、広域高次都市機能を誘導する都市計画手法については、地権者等で構成する「まちづくり協議会」を結成し、協議会において南越駅周辺地区の「まちづくり計画」を作成のうえ、都市計画提案制度(都市計画法第21条の2)を活用し、都市計画決定を行う。

本都市計画決定案は、市都市計画マスタープラン及び福井県が策定した丹南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成26年2月)に基づき、新幹線開業によるインパクトを活かしたまちづくりを効率的に推進するために、広域高次都市機能の誘導を図るうえで、北陸新幹線南越駅(仮称)周辺地区内の無秩序な開発を制限することを目的として、まずは、より土地の利用状況が著しく変化することが想定される区域となる、広域高次都市機能誘導地区を基本として特定用途制限地域を指定し、自己の居住の用に供する住宅および農業の用に供するもの以外の建築物の建築を制限するものとする。

北陸新幹線南越駅（仮称）周辺地区 特定用途制限地域
 総括図（1/15,000）



特定用途制限地域
 （北陸新幹線南越駅（仮称）周辺地区）

平成26年2月作成
 縮尺：1/15,000（縮尺400分の1を縮小し縮尺1/15,000としたものである）
 （注）本図面はあくまでも計画案の参考（概算）図であり、詳細な計画については、都市計画部が作成した図面（「特定用途制限地域」）を必ずご確認ください。

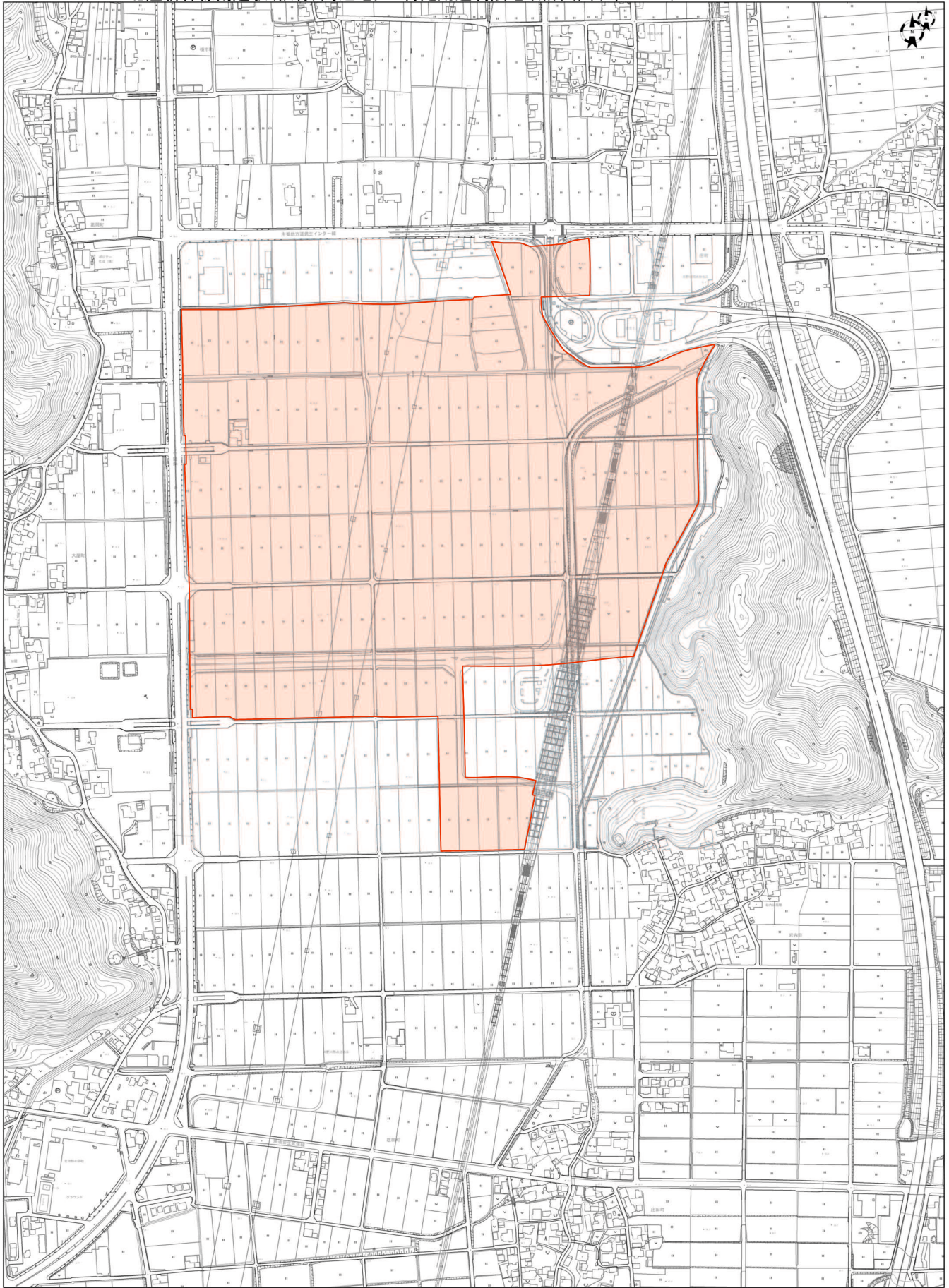
都市計画公署一覽表

番号	公署名	種別	面積	割合
1	1-1-1	地区センター	0.07	
2	2-1-1	地区センター	0.07	
3	3-1-1	地区センター	0.07	
4	4-1-1	地区センター	0.07	
5	5-1-1	地区センター	0.07	
6	6-1-1	地区センター	0.07	
7	7-1-1	地区センター	0.07	
8	8-1-1	地区センター	0.07	
9	9-1-1	地区センター	0.07	
10	10-1-1	地区センター	0.07	
11	11-1-1	地区センター	0.07	
12	12-1-1	地区センター	0.07	
13	13-1-1	地区センター	0.07	
14	14-1-1	地区センター	0.07	
15	15-1-1	地区センター	0.07	
16	16-1-1	地区センター	0.07	
17	17-1-1	地区センター	0.07	
18	18-1-1	地区センター	0.07	
19	19-1-1	地区センター	0.07	
20	20-1-1	地区センター	0.07	
21	21-1-1	地区センター	0.07	
22	22-1-1	地区センター	0.07	
23	23-1-1	地区センター	0.07	
24	24-1-1	地区センター	0.07	
25	25-1-1	地区センター	0.07	
26	26-1-1	地区センター	0.07	
27	27-1-1	地区センター	0.07	
28	28-1-1	地区センター	0.07	
29	29-1-1	地区センター	0.07	
30	30-1-1	地区センター	0.07	
31	31-1-1	地区センター	0.07	
32	32-1-1	地区センター	0.07	
33	33-1-1	地区センター	0.07	
34	34-1-1	地区センター	0.07	
35	35-1-1	地区センター	0.07	
36	36-1-1	地区センター	0.07	
37	37-1-1	地区センター	0.07	
38	38-1-1	地区センター	0.07	
39	39-1-1	地区センター	0.07	
40	40-1-1	地区センター	0.07	
41	41-1-1	地区センター	0.07	
42	42-1-1	地区センター	0.07	
43	43-1-1	地区センター	0.07	
44	44-1-1	地区センター	0.07	
45	45-1-1	地区センター	0.07	
46	46-1-1	地区センター	0.07	
47	47-1-1	地区センター	0.07	
48	48-1-1	地区センター	0.07	
49	49-1-1	地区センター	0.07	
50	50-1-1	地区センター	0.07	
51	51-1-1	地区センター	0.07	
52	52-1-1	地区センター	0.07	
53	53-1-1	地区センター	0.07	
54	54-1-1	地区センター	0.07	
55	55-1-1	地区センター	0.07	
56	56-1-1	地区センター	0.07	
57	57-1-1	地区センター	0.07	
58	58-1-1	地区センター	0.07	
59	59-1-1	地区センター	0.07	
60	60-1-1	地区センター	0.07	
61	61-1-1	地区センター	0.07	
62	62-1-1	地区センター	0.07	
63	63-1-1	地区センター	0.07	
64	64-1-1	地区センター	0.07	
65	65-1-1	地区センター	0.07	
66	66-1-1	地区センター	0.07	
67	67-1-1	地区センター	0.07	
68	68-1-1	地区センター	0.07	
69	69-1-1	地区センター	0.07	
70	70-1-1	地区センター	0.07	
71	71-1-1	地区センター	0.07	
72	72-1-1	地区センター	0.07	
73	73-1-1	地区センター	0.07	
74	74-1-1	地区センター	0.07	
75	75-1-1	地区センター	0.07	
76	76-1-1	地区センター	0.07	
77	77-1-1	地区センター	0.07	
78	78-1-1	地区センター	0.07	
79	79-1-1	地区センター	0.07	
80	80-1-1	地区センター	0.07	
81	81-1-1	地区センター	0.07	
82	82-1-1	地区センター	0.07	
83	83-1-1	地区センター	0.07	
84	84-1-1	地区センター	0.07	
85	85-1-1	地区センター	0.07	
86	86-1-1	地区センター	0.07	
87	87-1-1	地区センター	0.07	
88	88-1-1	地区センター	0.07	
89	89-1-1	地区センター	0.07	
90	90-1-1	地区センター	0.07	
91	91-1-1	地区センター	0.07	
92	92-1-1	地区センター	0.07	
93	93-1-1	地区センター	0.07	
94	94-1-1	地区センター	0.07	
95	95-1-1	地区センター	0.07	
96	96-1-1	地区センター	0.07	
97	97-1-1	地区センター	0.07	
98	98-1-1	地区センター	0.07	
99	99-1-1	地区センター	0.07	
100	100-1-1	地区センター	0.07	

都市計画部一覽表

番号	用途地域	種別	種別	面積	割合
1	1-1-1	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	0.07	
2	2-1-1	第一種中層住居専用地域	第一種中層住居専用地域	0.07	
3	3-1-1	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	0.07	
4	4-1-1	第一種住居地域	第一種住居地域	0.07	
5	5-1-1	第二種住居地域	第二種住居地域	0.07	
6	6-1-1	第三種住居地域	第三種住居地域	0.07	
7	7-1-1	第四種住居地域	第四種住居地域	0.07	
8	8-1-1	第五種住居地域	第五種住居地域	0.07	
9	9-1-1	第六種住居地域	第六種住居地域	0.07	
10	10-1-1	第七種住居地域	第七種住居地域	0.07	
11	11-1-1	第八種住居地域	第八種住居地域	0.07	
12	12-1-1	第九種住居地域	第九種住居地域	0.07	
13	13-1-1	第十種住居地域	第十種住居地域	0.07	
14	14-1-1	第一種商業地域	第一種商業地域	0.07	
15	15-1-1	第二種商業地域	第二種商業地域	0.07	
16	16-1-1	第三種商業地域	第三種商業地域	0.07	
17	17-1-1	第四種商業地域	第四種商業地域	0.07	
18	18-1-1	第五種商業地域	第五種商業地域	0.07	
19	19-1-1	第六種商業地域	第六種商業地域	0.07	
20	20-1-1	第七種商業地域	第七種商業地域	0.07	
21	21-1-1	第八種商業地域	第八種商業地域	0.07	
22	22-1-1	第九種商業地域	第九種商業地域	0.07	
23	23-1-1	第十種商業地域	第十種商業地域	0.07	
24	24-1-1	第一種工業地域	第一種工業地域	0.07	
25	25-1-1	第二種工業地域	第二種工業地域	0.07	
26	26-1-1	第三種工業地域	第三種工業地域	0.07	
27	27-1-1	第四種工業地域	第四種工業地域	0.07	
28	28-1-1	第五種工業地域	第五種工業地域	0.07	
29	29-1-1	第六種工業地域	第六種工業地域	0.07	
30	30-1-1	第七種工業地域	第七種工業地域	0.07	
31	31-1-1	第八種工業地域	第八種工業地域	0.07	
32	32-1-1	第九種工業地域	第九種工業地域	0.07	
33	33-1-1	第十種工業地域	第十種工業地域	0.07	
34	34-1-1	第一種遊園地域	第一種遊園地域	0.07	
35	35-1-1	第二種遊園地域	第二種遊園地域	0.07	
36	36-1-1	第三種遊園地域	第三種遊園地域	0.07	
37	37-1-1	第四種遊園地域	第四種遊園地域	0.07	
38	38-1-1	第五種遊園地域	第五種遊園地域	0.07	
39	39-1-1	第六種遊園地域	第六種遊園地域	0.07	
40	40-1-1	第七種遊園地域	第七種遊園地域	0.07	
41	41-1-1	第八種遊園地域	第八種遊園地域	0.07	
42	42-1-1	第九種遊園地域	第九種遊園地域	0.07	
43	43-1-1	第十種遊園地域	第十種遊園地域	0.07	
44	44-1-1	第一種公園緑地	第一種公園緑地	0.07	
45	45-1-1	第二種公園緑地	第二種公園緑地	0.07	
46	46-1-1	第三種公園緑地	第三種公園緑地	0.07	
47	47-1-1	第四種公園緑地	第四種公園緑地	0.07	
48	48-1-1	第五種公園緑地	第五種公園緑地	0.07	
49	49-1-1	第六種公園緑地	第六種公園緑地	0.07	
50	50-1-1	第七種公園緑地	第七種公園緑地	0.07	
51	51-1-1	第八種公園緑地	第八種公園緑地	0.07	
52	52-1-1	第九種公園緑地	第九種公園緑地	0.07	
53	53-1-1	第十種公園緑地	第十種公園緑地	0.07	
54	54-1-1	第一種河川敷	第一種河川敷	0.07	
55	55-1-1	第二種河川敷	第二種河川敷	0.07	
56	56-1-1	第三種河川敷	第三種河川敷	0.07	
57	57-1-1	第四種河川敷	第四種河川敷	0.07	
58	58-1-1	第五種河川敷	第五種河川敷	0.07	
59	59-1-1	第六種河川敷	第六種河川敷	0.07	
60	60-1-1	第七種河川敷	第七種河川敷	0.07	
61	61-1-1	第八種河川敷	第八種河川敷	0.07	
62	62-1-1	第九種河川敷	第九種河川敷	0.07	
63	63-1-1	第十種河川敷	第十種河川敷	0.07	
64	64-1-1	第一種埋立地	第一種埋立地	0.07	
65	65-1-1	第二種埋立地	第二種埋立地	0.07	
66	66-1-1	第三種埋立地	第三種埋立地	0.07	
67	67-1-1	第四種埋立地	第四種埋立地	0.07	
68	68-1-1	第五種埋立地	第五種埋立地	0.07	
69	69-1-1	第六種埋立地	第六種埋立地	0.07	
70	70-1-1	第七種埋立地	第七種埋立地	0.07	
71	71-1-1	第八種埋立地	第八種埋立地	0.07	
72	72-1-1	第九種埋立地	第九種埋立地	0.07	
73	73-1-1	第十種埋立地	第十種埋立地	0.07	
74	74-1-1	第一種空地	第一種空地	0.07	
75	75-1-1	第二種空地	第二種空地	0.07	
76	76-1-1	第三種空地	第三種空地	0.07	
77	77-1-1	第四種空地	第四種空地	0.07	
78	78-1-1	第五種空地	第五種空地	0.07	
79	79-1-1	第六種空地	第六種空地	0.07	
80	80-1-1	第七種空地	第七種空地	0.07	
81	81-1-1	第八種空地	第八種空地	0.07	
82	82-1-1	第九種空地	第九種空地	0.07	
83	83-1-1	第十種空地	第十種空地	0.07	
84	84-1-1	第一種雑種地	第一種雑種地	0.07	
85	85-1-1	第二種雑種地	第二種雑種地	0.07	
86	86-1-1	第三種雑種地	第三種雑種地	0.07	
87	87-1-1	第四種雑種地	第四種雑種地	0.07	
88	88-1-1	第五種雑種地	第五種雑種地	0.07	
89	89-1-1	第六種雑種地	第六種雑種地	0.07	
90	90-1-1	第七種雑種地	第七種雑種地	0.07	
91	91-1-1	第八種雑種地	第八種雑種地	0.07	
92	92-1-1	第九種雑種地	第九種雑種地	0.07	
93	93-1-1	第十種雑種地	第十種雑種地	0.07	
94	94-1-1	第一種農用地	第一種農用地	0.07	
95	95-1-1	第二種農用地	第二種農用地	0.07	
96	96-1-1	第三種農用地	第三種農用地	0.07	
97	97-1-1	第四種農用地	第四種農用地	0.07	
98	98-1-1	第五種農用地	第五種農用地	0.07	
99	99-1-1	第六種農用地	第六種農用地	0.07	
100	100-1-1	第七種農用地	第七種農用地	0.07	

北陸新幹線南越駅(仮称)周辺地区 特定用途制限地域計画図(1/2500)



0 1/2500 100m

2018年01月25日 09990152

都市計画の策定の経緯の概要

南越駅（仮称）周辺地区の土地利用方針

事項	時期	備考
【改定】都市計画マスタープランのパブリックコメント	平成28年12月15日～ 平成29年1月13日	
市民説明会	平成29年1月19日 平成29年1月20日	川東地区 川西地区
【改定】都市計画マスタープランを都市計画審議会に諮問	平成29年2月17日	
【改定】都市計画マスタープランの策定	平成29年3月17日	3月議会
【改定】都市計画マスタープランの公表	平成29年3月31日	HP公開
特定用途制限地域の指定に向け関係町内区長への説明	平成29年11月27日 平成29年11月28日	大屋町、岩内町 葛岡町、庄田町、庄町
特定用途制限地域（素案）について関係町内区長への説明	平成30年1月29日～ 平成30年2月5日	大屋町、岩内町 葛岡町、庄田町、庄町
特定用途制限地域（素案）について議会説明	平成30年2月14日	全員説明会
特定用途制限地域（素案）について地元説明会（岩内町、葛岡町、庄田町）	平成30年3月13日	地権者 23名出席
特定用途制限地域（素案）について地元説明会（庄町）	平成30年3月14日	地権者 7名出席
特定用途制限地域（素案）について地元説明会（大屋町）	平成30年3月16日	地権者 32名出席
特定用途制限地域（素案）について地元説明会（大屋町）	平成30年4月18日	役員 15名出席
特定用途制限地域（素案）について地元説明会（大屋町）	平成30年4月25日	住民 39名出席